

「第12次新潟県交通安全計画」（中間案）について ご意見を募集します

県では、交通安全対策基本法に基づき、県内の交通安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第12次新潟県交通安全計画」を策定することにしております。

この「第12次新潟県交通安全計画」（中間案）について、県民の皆さんのご意見を下記のとおり募集します。

1 意見募集期間

令和8年1月30日（金）～3月2日（月）

2 「第12次新潟県交通安全計画」（中間案）の入手方法

- (1) 新潟県ホームページに掲載
- (2) 県庁行政情報センターでの閲覧、配布
- (3) 県地域振興局及び地区振興局事務所での閲覧、配布
- (4) 県立図書館での閲覧、配布

3 ご意見の提出方法・提出先

別添「意見募集 参考様式」により以下のいずれかの方法で提出してください。
なお、電話等による口頭でのご意見はお受けできません。

- (1) 郵送 〒950-8570（住所記載は不要）
総務部 県民生活課 交通安全対策室
- (2) 電子メール ngt010230@pref.niigata.lg.jp
※件名を「【意見】第12次新潟県交通安全計画」としてください。
- (3) 持参 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1（県庁行政庁舎13階）
総務部 県民生活課 交通安全対策室
※受付時間：土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4 提出上の注意

- (1) 提出の際は、氏名、住所（法人の場合は名称、所在地）及び電話番号を明記してください。
匿名の方のご意見はお受けできません。なお、意見を提出した個人の氏名又は法人の名称その他の属性に関する情報は公にはいたしません。
- (2) ご意見に対する個別の回答、提出いただいた書類等の返却は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見が長文の場合や膨大な資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

5 提出締切

令和8年3月2日（月） ※郵送の場合：当日消印有効
持参の場合：締切日の午後5時15分まで

6 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見を十分に踏まえて決定します。

- (2) 提出されたご意見の内容については、県の対応状況と併せて公表します。
- (3) 公表の際に、類似のご意見をまとめたり、提出されたご意見を要約したりする場合があります。また、賛否だけの結論や趣旨が不明瞭なご意見には、対応をお示しできない場合がありますので、ご了承ください。

7 お問い合わせ先

新潟県総務部 県民生活課 交通安全対策室
電子メール : ngt010230@pref.niigata.lg.jp

◇本件に関する詳細情報は、ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/koutsu-keikaku12-iken.html>